○木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和54年３月29日
条例第11号
改正　昭和56年３月31日条例第14号
昭和63年３月29日条例第９号
平成３年９月26日条例第22号
平成４年３月27日条例第６号
平成７年３月25日条例第12号
平成８年12月21日条例第16号
平成12年３月25日条例第３号
平成12年３月25日条例第26号
平成13年３月１日条例第２号
平成17年６月27日条例第29号
平成19年12月20日条例第32号
平成20年３月22日条例第12号
平成25年12月18日条例第36号
平成28年３月19日条例第２号
平成28年12月15日条例第32号
平成30年６月28日条例第31号
令和４年９月23日条例第24号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき、市営体育施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市は、市民の心身の健全な発達及び体育の普及発展に資するため、体育施設を設置する。

（名称及び位置）

第３条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市民体育館	木更津市貝渕2丁目13番40号

木更津市営貝渕庭球場	木更津市貝渕2丁目562番地の96
木更津市営野球場	木更津市清見台1丁目6番7号
木更津市営弓道場	木更津市吾妻1丁目4番1号
木更津市営江川総合運動場	木更津市江川959番地の1

（開館、開場時間等）

第４条　体育施設の開館又は開場の時間及び休館又は休場の日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館又は開場の時間を変更し、又は臨時に休館又は休場とすることができる。

体育施設の名称	開館又は開場時間	休館又は休場日
木更津市民体育館	午前9時から午後9時まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
木更津市営貝渕庭球場	午前9時から午後9時まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
木更津市営野球場	午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
木更津市営弓道場	午前9時から午後9時まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
木更津市営江川総合運動場（第1野球場、第2野球場、陸上競技場及び管理棟会議室）	午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）	午前9時から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

	場することができる。	

（区域外使用）

第５条　体育施設のうち市民体育館は、市が別に君津市、富津市及び袖ケ浦市（以下「関係市」という。）と協議して定めるところにより、関係市の住民（関係市の区域内に住所を有する者をいう。以下同じ。）の利用に供させることができる。

（指定管理者による管理）

第６条　市長は、体育施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第７条　指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1)　体育施設の使用の許可及び使用料の徴収事務に関する業務

(2)　その他体育施設の管理上市長が必要があると定める業務

（使用の許可）

第８条　体育施設及び付属設備を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用の制限等）

第９条　体育施設のうち江川総合運動場については、入場料を徴収する場合は、使用することはできない。

２　前条の許可には、体育施設の管理上必要な制限又は条件を付することができる。

３　指定管理者は、別に規則で定める者に対して、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（使用の不許可）

第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育施設の使用を許可しないことができる。

(1)　その使用が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2)　その使用が、体育施設の設置の目的に反すると認められるとき。

(3)　市民体育館にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。

(4)　その他体育施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用の許可の取消し等）

第11条　指定管理者は、第８条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取消し、若しくは使用を停止させることができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　第９条第２項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3)　虚偽の申請その他不正の手段により、使用の許可を受けた事実が明らかになつたとき。

(4)　前条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

２　前項の規定の適用によつて使用者が受けた損害については、市長又は指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（模様替え等の許可）

第12条　使用者が、体育施設の使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を付加しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第13条　使用者は、その使用を終了したとき（第11条の規定により、使用について制限、又は許可の取消し、若しくは使用の停止があつたときを含む。）は、直ちに体育施設を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第14条　使用者は、体育施設及びその付属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

（使用料）

第15条　使用者は、別表第１から別表第５までに定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（使用料の不還付）

第16条　既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1)　使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかつたとき。

(2)　使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

（使用料の減免）

第17条　市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（警察署長への意見聴取）

第18条　市長は、第10条又は第11条第１項の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、市民体育館を使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

（他の条例の廃止）

２　次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(1)　木更津市営野球場設置、管理条例（昭和39年木更津市条例第16号）

(2)　木更津市営弓道場設置及び管理条例（昭和42年木更津市条例第13号）

(3)　木更津市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和47年木更津市条例第10号）

(4)　木更津市営プールの設置及び管理に関する条例（昭和47年木更津市条例第11号）

（経過規定）

３　この条例の施行日前に旧条例の規定に基づいてなされた申請、許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた申請、許可、その他の行為とみなす。

４　この条例の施行日前に旧条例の規定に基づいてなされた体育施設の使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和56年３月31日条例第14号）

この条例は、昭和56年５月１日から施行する。

附　則（昭和63年３月29日条例第９号）

この条例は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成３年９月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の木更津市営体育施設の設

置及び管理に関する条例の規定（中略）は、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成４年３月27日条例第６号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、平成４年６月１日から施行する。（後略）

（木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条　この条例の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成７年３月25日条例第12号）

（施行期日）

１　この条例は、平成７年10月１日から施行する。

（経過規定）

２　この条例の施行日前に旧条例の規定に基づいてなされた申請、許可、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた申請、許可、その他の行為とみなす。

附　則（平成８年12月21日条例第16号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、平成９年４月１日から施行する。（後略）

（木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第８条　この条例の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月25日条例第３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月25日条例第26号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年６月27日条例第29号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可については、なお従前の例による。

附　則（平成19年12月20日条例第32号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月22日条例第12号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成25年12月18日条例第36号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（使用料等の適用区分）

2　第１条から第７条まで、第９条、第10条及び第13条の規定による改正後の次に掲げる条例に規定する使用料、入場料、占用料、利用料金、観覧料又は特別利用料（以下この項において「使用料等」という。）の額は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付する使用料等について適用し、同日前に納付された使用料等については、なお従前の例による。

(1)　木更津市立公民館設置及び管理運営条例第10条第２項ただし書又は同条第３項に規定する使用料

(2)　木更津市行政財産使用料条例第２条第１項に規定する使用料

(3)　木更津市都市公園条例第10条に規定する使用料、入場料又は占用料

(4)　木更津市民会館の設置及び管理に関する条例第16条第１項に規定する利用料金

(5)　木更津市立青年の家設置及び管理に関する条例第10条に規定する使用料

(6)　木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例第９条第１項から第３項までに規定する使用料

(7)　木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例第15条に規定する使用料

(8)　木更津市漁港管理条例第13条第１項に規定する使用料

(9)　木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第１項に規定する使用料

(10)　木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例第６条第１項に規定する観覧料、同条例第７条第１項に規定する特別利用料又は同条例第10条第１項に規定する使用料

附　則（平成28年３月19日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例の施行の際現に前２項の規定による改正前の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び木更津市スポーツ推進審議会条例の規定によりなされている許可、指定、任命その他の行為（以下「処分等」という。）又は教育委員会に対してなされている申請その他の行為（以下「申請等」という。）で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において本則の規定又は前２項の規定による改正後の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び木更津市スポーツ推進審議会条例の規定により処分等を行うべきものが市長となるもの又は市長が管理し、及び執行するものとなる事務に係る申請等は、施行日以後においては、市長が行った処分等又は市長に対してなされた申請等とみなす。

附　則（平成28年12月15日条例第32号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（使用料等の適用区分）

２　第１条の規定による改正前の木更津市都市公園条例、第２条の規定による改正前の木更津市民会館の設置及び管理に関する条例、第４条の規定による改正前の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び第５条の規定による改正前の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定による使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料又は利用料金の額は、第１条の規定による改正後の木更津市都市公園条例、第２条の規定による改正後の木更津市民会館の設置及び管理に関する条例、第４条の規定による改正後の木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び第５条の規定による改正後の木更津市民総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成30年６月28日条例第31号）

この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和元年５月規則第３号で、同元年６月４日から施行）

附　則（令和４年９月23日条例第24号）

この条例は、公布の日から起算して８月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和５年３月規則第９号で、同５年４月１日から施行）ただし、第４条の表木更津市営江川総合運動場（庭球場）の項の改正規定（「木更津市営江川総合運動場（庭球場）」を「木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）」に改める部分に限る。）、別表第３に次のように加える改正規定及び同表の備考の３の次に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して１年３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和５年８月規則第42号で、同５年８月20日から施行）

別表第１（第15条）

<table>
<tr><td colspan="4">使用時間
使用区分</td><td colspan="2">2時間の使用につき</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後5時から午後9時まで</td></tr>
<tr><td rowspan="8">体育館</td><td rowspan="4">競技場</td><td rowspan="2">アマチュアスポーツに使用する場合</td><td>入場料を徴しないもの</td><td>2,380円</td><td>3,830円</td></tr>
<tr><td>入場料を徴するもの</td><td>5,980円</td><td>9,590円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の場合</td><td>入場料を徴しないもの</td><td>9,600円</td><td>15,360円</td></tr>
<tr><td>入場料を徴するもの</td><td>24,000円</td><td>38,410円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">柔道場</td><td colspan="2">アマチュアスポーツに使用する場合</td><td>550円</td><td>890円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合</td><td>2,220円</td><td>3,570円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">剣道場</td><td colspan="2">アマチュアスポーツに使用する場合</td><td>550円</td><td>890円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合</td><td>2,220円</td><td>3,570円</td></tr>
<tr><td colspan="3">会議室又は控室（1室につき）</td><td>380円</td><td>630円</td></tr>
<tr><td colspan="4">貝渕庭球場（1コートにつき）</td><td>500円</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td colspan="4">弓道場</td><td>860円</td><td>1,390円</td></tr>
</table>

備考

１　使用者が、入場料を徴せず、アマチュアスポーツに使用する場合において、体育館

競技場の半面以下を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）の５割に相当する額とする。

２　使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ１時間（１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の５割に相当する額とする。

３　本市の住民（市内に住所を有する者をいう。以下同じ。）でない者（本市に勤務先を有する者を除く。）が本表の体育施設を使用するときの使用料は、規定使用料にその５割に相当する額を加算した額とする。ただし、第５条の規定により関係市の住民が体育館を使用する場合は、これを加算しない。

別表第２（第15条）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">使用時間
使用区分</td><td>午前</td><td>午後</td><td>全日</td><td>全日以外の使用（2時間30分以内）</td></tr>
<tr><td>午前8時30分から午前12時まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午前8時30分から午後5時まで</td><td>午前8時30分以前及び午後5時以降</td></tr>
<tr><td rowspan="6">市営野球場</td><td rowspan="3">入場料を徴しないもの</td><td>学生野球チーム</td><td>1,350円</td><td>2,010円</td><td>3,360円</td><td>380円</td></tr>
<tr><td>一般野球チーム</td><td>2,010円</td><td>2,700円</td><td>4,710円</td><td>660円</td></tr>
<tr><td>職業野球チーム</td><td>4,050円</td><td>5,400円</td><td>9,450円</td><td>1,350円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入場料を徴するもの</td><td>学生野球チーム</td><td>2,700円</td><td>4,050円</td><td>6,750円</td><td>800円</td></tr>
<tr><td>一般野球チーム</td><td>4,050円</td><td>5,400円</td><td>9,450円</td><td>1,350円</td></tr>
<tr><td>職業野球チーム</td><td>20,250円</td><td>27,000円</td><td>47,250円</td><td>6,750円</td></tr>
<tr><td colspan="3">市営野球場ミーティングルーム</td><td colspan="2">2時間の使用につき</td><td colspan="2">380円</td></tr>
</table>

備考

1　本市の住民でない者（本市に勤務先を有する者、職業野球チームを除く。）が本表の体育施設を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその５割に相当する額を加算した額とする。

2　市営野球場ミーティングルームの使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ１時間（１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の５割に相当する額とする。

別表第３（第15条）

使用区分				2時間の使用につき
陸上競技場	競技場	専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	3,240円
			その他の場合	12,960円
		個人使用		200円
	会議室			380円
サッカー場	アマチュアスポーツに使用する場合			2,630円
	その他の場合			10,520円

備考

1　使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ１時間（１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。）につき、本表に規定する使用料の５割に相当する額とする。

2　本市の住民でない者（本市に勤務先を有する者を除く。）が本表の体育施設を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料にその５割に相当する額を加算した額とする。

3　「専用使用」とは使用者が競技場を独占的に使用することをいい、「個人使用」とは専用使用以外で個人が使用することをいう。

4　使用者が、アマチュアスポーツに使用する場合において、サッカー場の半面以下を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料の５割に相当する額とする。

別表第４（第15条）

使用時間 使用区分	午前	午後	全日	全日以外の使用（2時間30分以内）
	午前8時30分か	午後1時から午	午前8時30分か	午前8時30分以

		ら午前12時まで	後5時まで	ら午後5時まで	前及び午後5時以降
江川総合運動場第1野球場	学生野球チーム	1,660円	2,470円	4,130円	460円
	一般野球チーム	2,470円	3,320円	5,790円	810円
	職業野球チーム	4,980円	6,640円	11,620円	1,660円
江川総合運動場第2野球場	学生野球チーム	1,350円	2,010円	3,360円	380円
	一般野球チーム	2,010円	2,700円	4,710円	660円
	職業野球チーム	4,050円	5,400円	9,450円	1,350円
江川総合運動場管理棟会議室		2時間の使用につき		380円	
江川総合運動場庭球場（1コート）		2時間の使用につき		500円	

備考

1　本市の住民でない者（本市に勤務先を有する者及び職業野球チームを除く。）が本表の体育施設を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその５割に相当する額を加算した額とする。

2　江川総合運動場管理棟会議室及び江川総合運動場庭球場（１コート）の使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ１時間（１時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の５割に相当する額とする。

別表第５（第15条）

付属設備	単位	金額
シャワー	一式	430円
ステージ	一式	1,450円

演台	一式	140円
更衣ロッカー	1台	70円
フロアシート	1枚	70円
テーブル	1脚	20円
1人掛補助椅子	1脚	10円
3人掛補助椅子	1脚	20円
電光式得点表示盤（体育館）	一式	430円
放送設備（体育館）	一式	430円
マイクロホン	1本	280円
ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	430円
持込道具	電源1キロワットにつき	140円
放送設備（市営野球場）	一式	1,150円
放送設備（江川総合運動場）	一式	1,150円
写真判定機	一式	5,400円
電光掲示板（江川総合運動場第1野球場）	一式	1,150円